告 示

埼玉県告示第八百八十号

おい 定による指定医療機関又は指定施術機関から、 特定配偶者の自立の支援に関する法律 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 てその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五 (平成六年法律第三十号) 次のとおり変更の届出があった。 第十 十五条第一項の規 四条第四項に

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 指定医療機関

五		石出	店
入間市下藤沢四―一―	入間市下藤沢七六五	Ē	鈴木薬局 入間
六間市下藤沢四―七―	─五 一五	所 在 地	武蔵藤沢店あおい調剤薬局
鴻巣市上谷二〇六九―	鴻巣市上谷二〇六八	所 在 地	まごのて薬局
下山歯科医院	シモヤマデンタルオ	名称	下山歯科医院
入間市下藤沢二―二七	入間市下藤沢七三八	所 在 地	藤沢歯科医院
東松山メディカルクリ	ニック 松山メディカルクリ 医療法人蒼龍会 東	名称	ルクリニック東松山メディカ
五間市下藤沢四―七―	入間市下藤沢二六〇	所 在 地	クやすらぎクリニッ
変更後	変更前	変 更 事 項	名称

ション株式会社しあわ所	ロリステーション のneste	ン狭山 護ステーション 所	ーション三郷 選リハビリステ 所	秩父永田店開	店加藤薬局、入間が
在地	在地	在地	在地	開設者名称	在地
四	一号室	三—一四	ル三〇二七―一八シャトービ三郷市早稲田二―一	会社・ジャーカルホールディングス株式	—一
一〇四号 坂戸市薬師町一―一北	一号室 一号室	――五小林ビルー階	三郷市三郷一―三○―	アポクリート株式会社	—四

小木曽	石 井	吉田	氏
健 豊	義	南成	名
施 術 所	施 術 所	施 術 所	変更
所 在 地	名称	所 在 地	事 項
町二―一一〇〇	三芳野接骨院	八—六二 八—六二	変更前
町二―七六四―二	院 三芳野整骨医療法人社団 草	ボー階 ボール ボール ボール 一一一 所沢 市北 秋津七七	変更後